

すくすくカードの有効期限について

令和3年度より、すくすくカードの内容(有効期限の取り扱い)が一部変更いたしました。令和3年度以前と以降に配付したすくすくカードでは、下記のとおりお取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

✳️ **令和3年3月31日**までに出生(転入)されたお子さんについて

👉 **2歳のお誕生日の前日**までご利用頂けます。

※育児支援ヘルパー限定利用券については、1歳のお誕生日の前日までとなります。



👉 令和3年3月31日までに出生(または転入)されたお子さんには、出生届(または転入届)提出後にこちらの「すくすくカード」(A5サイズ)が郵送されています。
※カードにあらかじめ印字されている有効期限(最大でお子さんの2歳のお誕生日の前日)までご利用いただけます。

✳️ **令和3年4月1日以降**に妊娠・出生(転入)されたお子さんについて

👉 **妊娠中から3歳のお誕生日の前日**までご利用頂けます。

令和3年4月1日以降に妊娠および出生(転入)されたお子さんには、こちらの「すくすくカード」(A4二つ折り仕様)が配付されています。

(配付方法)

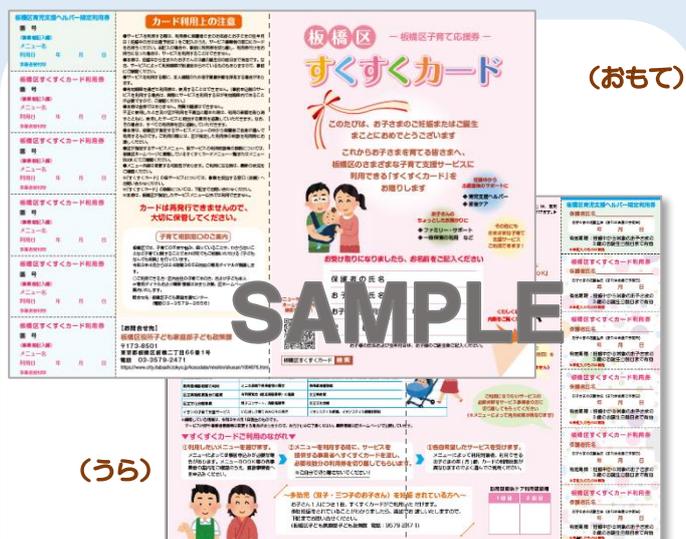
○妊娠中の方

…妊娠届提出時に配付しています。

※母子健康手帳交付時にお渡しする「母と子の保健バッグ」に同封されています。

○出生後に板橋区へ転入された方

…転入届提出後にご自宅宛に郵送していただきます。(届出をされてから約2~3週間程度かかります)



(うら)

カードには「保護者様のお名前」と「お子さまの生年月日(または出産予定日)」をご記入ください。
※未記入のものはご利用いただけません。